

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
 に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例                      (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第9条の5 略</p> <p>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。）から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、感染症防疫作業手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第11条～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例                      (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第9条の5 略</p> <p>(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>である感染症をいう。以下同じ。）から、町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として、感染症防疫作業手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第11条～第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (平成28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第28条の2 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者</p> <p>ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (平成28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条～第28条の2 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者</p> <p>ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員</p> <p>エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>	<p>及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第30条 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～24 略</p>	<p>1～24 略</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税(令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税(令和元年度分については、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。))</u>であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税(令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税(令和元年度分については、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>く。）であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例 (令和2年5月15日 条例第15号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を目的とし、臨時の措置として国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に規定する保険給付について、幕別町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例 (令和2年5月15日 条例第15号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を目的とし、臨時の措置として国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に規定する保険給付について、幕別町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 略</p>

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例</p> <p style="text-align: right;">(令和2年9月9日 条例第25号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）関連融資に対し、幕別町が行う利子補給の資金に充てるため、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>	<p>○幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例</p> <p style="text-align: right;">(令和2年9月9日 条例第25号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>）関連融資に対し、幕別町が行う利子補給の資金に充てるため、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>